平成２６年（フ）第２９号
栃木県栃木市藤岡町藤岡1411番地
債務者　金田　敏明
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月11日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第６０号
北海道川上郡標茶町桜10丁目20番地
債務者　高田　由佳（旧姓及川・黒田）
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２４号
熊本県八代市高下西町2146番地１
債務者　木山　義弘
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月14日午後３時
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第４４６号
神奈川県海老名市上今泉３丁目６番33号
ウィスタリア・カーサＡ105
債務者　内田　久江
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５１０号
横浜市栄区公田町873番地５　公田ハイツ７棟736号
債務者　大澤　栄治
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月16日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６２９号
横浜市鶴見区寺谷１丁目11番32号　グリーンフラッツ１Ａ
債務者　川島　輝男
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６９５号
横浜市泉区和泉町4522番地　クボタハイツ１号
債務者　長島　　司
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２２号
北海道上川郡鷹栖町10線７号１番地
債務者　滝川　晋也
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３０号
北海道旭川市神楽１条12丁目１番12号　コスモ神楽Ｂ103号
債務者　眞鍋　　宏
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３３号
北海道旭川市永山４条10丁目２番11号　カルム・ラ・メゾン３―203
債務者　野坂　弘樹
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５２７号
横浜市南区大岡１丁目55番２号　伊沢アパート202号
債務者　菅原　優子（旧姓坂詰）
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月18日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６１５号
神奈川県藤沢市城南３丁目３番８号　テラスハウス湘南Ｃ号
債務者　国分　治也
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６５３号
横浜市戸塚区名瀬町795番地３　名瀬第二住宅１棟303号
債務者　大貫　陽子
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２４年（フ）第４９２号
相模原市中央区宮下本町１丁目33番34号
破産者　有限会社ワタナベ機工
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第５７５号
愛知県春日井市六軒屋町４丁目63番地
破産者　仲部エクステリア株式会社
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２５号
最後の住所岐阜県関市千疋725番地２
破産者　被相続人中村武夫相続財産
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所